

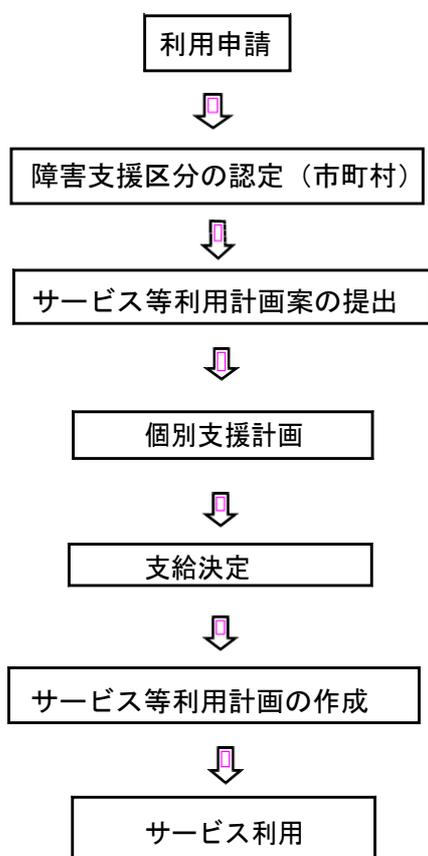
# 療養介護の利用について

## 療養介護とは

医療的なケアを必要とする障がいのある方で、常に介護を必要とする方に対して主に昼間に病院において機能訓練、療養上の管理、看護、医学的管理の下における介護及び日常生活上の世話をを行います。また、療養介護のうち医療に係るものを療養介護医療として提供します。

対象者は、病院等への長期の入院による医療的ケアに加え、常時介護を必要とする障害者として次に掲げる者。

- (1) 障害支援区分6に該当し気管切開に伴う人工呼吸器による呼吸管理を行っている者
- (2) 障害支援区分5以上に該当し、次の1から4のいずれかに該当する者であること。
  - 1 重症心身障害者又は進行性筋萎縮症患者
  - 2 医療的ケアの判定スコアが16点以上の者
  - 3 障害支援区分の認定調査項目のうち行動関連項目等(12項目)の合計点数が10点以上である者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者
  - 4 遷延性意識障害者であって、医療的ケアの判定スコアが8点以上の者
- (3) (1)及び(2)に準じる者として市町村が認めた者



## とくしま医療センター西病院が提供するサービスについて

- 介護給付費及び療養介護医療費給付の対象となるサービスの概要  
(障害者自立支援法による1割負担利用)

### ○ 医療および健康管理

- ・ 身体能力及び日常生活能力の維持・向上
- ・ 二次障害の予防
- ・ 疾病の治療
- ・ 看護・医学的管理の下における介護
- ・ 生活の質の向上
- ・ 相談・助言



### ○ 日常生活の支援

- ・ 入浴  
週2回を基本としますが、利用者の身体の状態と希望を伺ったうえ、出来る限り自立して清潔保持が可能となるよう支援し、入浴が困難な場合は清拭を行うなど適切な方法で実施します。気管切開をされている方や人工呼吸器装着中の方は、その状態から入浴は週1回となります。その場合は入浴と清拭の内容となります。
- ・ 排泄：利用者の心身の能力を最大限活用し、排泄の自立に向けた支援を行います
- ・ 着脱衣
- ・ 食事の介助
- ・ 創作活動又は生産活動の機会の提供

### ● その他サービス

#### 【日用品】



- ・ 日常生活で使用する日用品については基本的に病院でご準備いたします。
- ・ 日用品の内訳は、シャンプー、ボディーソープ、ハブラシ・歯みがき類、タオル、洗濯代等です。費用は療養介護事業所入所者全員で按分し、一律単価設定となります。

※日額90円、月額2,700円 本金額は前年の実績を基に算出しており、変動があります。変動がある場合は2か月前までにご報告します。

※日用品は病院より提供できるものとできないものがあります。悩まれるときはご相談ください。

#### 【ほかの日常品】

- ・ 散髪、オムツ類、インフルエンザ予防接種代等のご利用の方を対象として負担となります。(散髪・理髪等は病院が契約する外部理髪業者が行います。)

- 【日用品】と【ほかの日常品】を合わせたひと月の合計金額が10,000円までは病院が負担します。10,000円を超えた金額が利用者の負担となります。

#### 【その他】

- ・ 衣類・下着、行事経費は病院が負担します。ただし、衣類・下着は年間購入総金額の上限を設定しています。
- ・ インターネットが無料で利用できます。(有線)
- ・ テレビは病院から提供し、無料で利用できます。

## 食費の標準負担額減額認定証の申請について

下記の表は標準負担額限度額認定証の申請をされたもので計算をしています。

サービスを利用する世帯が非課税世帯に該当し、入院日数が 90 日を超える場合、入院中の食費の減額を受ける事が出来ます。一般の食費の負担額は、入院日が 1 ヶ月 31 日の場合、45,570円（1食 490円×3食×31日）ですが、減額認定を受けることにより、16,740円（1食 180円×3食×31日）、後期高齢者医療の対象の方は 10,230円（1食 110円×3食×31日）に減額されます。

健康保険の種類によって手続き先が異なりますので、保険証を確認の上手続きを行って下さい。

国民健康保険	市町村の国民健康保険係
社会保険・共済保険・その他	職場の健康保険担当者にお尋ね下さい

※所得が一定以上あり、非課税世帯に該当しない場合は交付が受けられません。

## 利用者負担(定率負担分)について

障害福祉サービスの定率負担は、所得に応じて次の 4 区分の月額負担上限額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。所得を判断する際の範囲は次のとおりです。（食費は標準負担額限度額認定証を申請したと考える）

本人（配偶者）の前年度収入状況	福祉部分	医療部分	食費	負担額
生活保護受給世帯	0円	0円	540/日 月 16,740円	16,740円
市町村民税非課税世帯でサービスを利用するご本人の収入が 80 万円以下の方	0円	15,000円	540/日 月 16,740円	31,740円
市町村民税非課税世帯でサービスを利用するご本人の収入が 80 万円を超えている方	0円	24,600円	540/日 月 16,740円	41,340円
市町村民税課税世帯（一般 1） ○所得割 16 万円未満の者 (20 歳以上の施設利用者、グループホーム、ケアホーム利用者を除く) ○児童は 28 万円未満の者	9,300円	10,000円	20 歳未満 月 0円	19,300円
市町村民税課税世帯（一般 2）	37,200円	40,200円	1,470/日 月 45,570円	122,970円

・複数メニュー（A、B）を実施する昼食・夕食において、Bメニューを選択した場合の費用（1食 40円加算）

## 医療費の助成制度について

「医療部分」の負担額については申請をすれば払い戻しされます。

(ただし都道府県によっては払い戻しされない場合もありますのでご確認ください。)

医療費の助成を受けることが出来るのは以下のいずれかの項目に該当する方となります

(所得制限があります)。

各種健康保険に加入している方で、

- (1) 身体障がい者手帳1級または2級
- (2) 療育手帳A1、A2
- (3) 身体障がい者手帳3級で療育手帳B1

この助成を受けるためには「重度心身障害者医療受給者証」が必要です。資格者証の申請窓口は障害福祉サービス受給者証を発行した市町村の障害福祉課になります。

払い戻しをうけるためには当院が発行する領収書を添えて市町村に提出してください。

資格者証の交付を受ける前に発生した医療費については助成の対象とはなりませんのでご注意ください。

**★特定疾患治療研究事業医療費助成は対象外となります。**